

議第二号

徳島県政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年十月九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義殿

徳島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

徳島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「議員に」を「徳島県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）に」に改める。

第二条第一項中「議員」を「会派又は議員」に改め、同条第二項中「議長」を「徳島県議会の議長（以下「議長」という。）」に改め、同条第三項中「議員」を「会派又は議員」に改める。

第三条中「議員の職にある者」を「会派」に改める。

第四条第一項中「を月の初日に在職する議員」を「に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派」に改め、同条第二項中「議員」を「議員」に、「除名」を「除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名」に、「みなす」を「みなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

第四条に次の一項を加える。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

第四条の次に次の一条を加える。

（会派結成等の届出）

第四条の二 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、会派は代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は議長が別に定める会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派の代表者は、速やかに、議長が別に定める会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、その代表者は、速やかに、議長が別に定める会派解散届を議長に提出しなければならない。

第五条を次のように改める。

（会派の通知）

第五条 議長は、前条第一項の規定による会派結成届の提出があつた会派について、毎年度四月十日までに、別に定めるところにより、知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、前条の規定により会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、別に定めるところにより、速やかに知事に通知しなければならない。

第六条中「係る議員」を「係る会派」に、「当該議員」を「当該会派の代表者」に改める。

第七条第一項中「議員は」を「会派の代表者は」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 一四半期の途中において新たに会派が結成されたときは、第四条の二第一項の規定により会派結成届が提出された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）

分以降の政務活動費を当該会派に対し交付する。

4 一四半期の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合には、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。

第八条第一項中「議員」を「会派の代表者」に改め、「並びに政務活動費に係る政務活動の実施状況の報告書（以下「事業実績報告書」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を当該消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

第八条第三項中「議員」を「会派の代表者」に改め、「収支報告書に」の下に「政務活動の実施内容を記載した書面及び」を加え、「をもつて」を「の写しをもつて」に改め、同条第四項中「議員」を「会派の代表者」に改め、「及び事業実績報告書」を削り、「領収書等の写し」を「政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等」に改め、「支払証明書」の下に「の写し」を加え、同条に次の一項を加える。

5 所属議員が一人の会派において、当該議員が死亡した場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「会派の代表者」とあるのは、「所属議員が一人の会派において、当該議員が死亡した場合にあっては、当該議員の相続人」とする。

第九条中「、事業実績報告書、領収書等の写し、支払証明書及び訂正報告書」を「及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書」の写し」に改める。

第十条を次のように改める。

（政務活動費の返還）

第十条 会派の代表者は、一四半期の途中において会派が消滅したときは、会派が消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

2 会派の代表者は、一四半期の途中において会派の所属議員が減少し、交付を受けるべき政務活動費の額が減少したときは、第六条の規定による通知を受けた後、当該四半期において既に交付を受けた政務活動費の額から当該四半期において交付を受けるべき政務活動費の額を控除した額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

3 会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

4 所属議員が一人の会派に対して交付された政務活動費に係る第一項及び前項の規定による返還については、当該議員が死亡した場合にあっては、当該議員の相続人が返還するものとする。

別表調査研究費の項中「議員」を「会派又は議員」に改め、同表研修費の項中「議員が」を「会派又は議員が」に、「及び議員」を「及び会派又は議員」に改め、同表広聴広報費の項及び要請陳情等活動費の項中「議員」を「会派又は議員」に改め、同表会議費の項中「議員が」を「会派又は議員が」に改め、同表資料作成費の項、資料購入費の項、事務

費の項及び人件費の項中「議員」を「会派又は議員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

提案理由

政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保を図るため、政務活動費の交付対象等を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会基本条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年十月九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義 殿

徳島県議会基本条例の一部を改正する条例

徳島県議会基本条例（平成二十五年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「議員は、」を「会派は、議員の」に改め、同条第二項中「議員」を「
会派及び議員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保を図るため、政務活動費の交付対象を
改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第4号

マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ強化に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年10月9日

提出者 総務委員長 岸本泰治

徳島県議会議長 川端正義 殿

マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ強化に対する意見書

マイナンバー制度は、本年10月から、マイナンバーの通知が始まったところであり、平成28年1月からは、社会保障、税及び災害対策の3分野において利用が開始され、平成29年7月からは、国と地方公共団体との情報連携が開始される。

マイナンバー制度は、県民の利便性を高めるとともに、行政の効率化を図り、公平で公正な社会を実現するための社会基盤であり、民間サービスとの連携が始まれば、県民の利便性が格段に向上することが期待される。

一方、本年6月、標的型攻撃により、日本年金機構から膨大な個人情報が出たことは、マイナンバー制度の導入を目前に控え、県民に大きな不安を与えたところである。

標的型攻撃は、国のみならず地方公共団体や民間企業も対象とされており、マイナンバー制度に対する県民の信頼を高めるためには、官民を問わず、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃の脅威に対応したセキュリティ対策を、これまで以上に強化する必要がある。

よって、国においては、国家的社会基盤であるマイナンバー制度について、地方公共団体や民間企業における、着実かつ十分なセキュリティ対策が講じられるよう、技術的支援や財政支援など、適切な支援を行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

社会保障・税一体改革担当大臣

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第 5 号

地方創生の加速に向けた力強い実践を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 27 年 10 月 9 日

提 出 者 総務委員長 岸 本 泰 治

徳島県議会議長 川 端 正 義 殿

地方創生の加速に向けた力強い実践を求める意見書

日本の人口は今後急速に減少することが確実視されており、人口減少の克服と東京一極集中の是正に一刻の猶予も許されないとの強い危機感を持ち、国・地方挙げて地方創生を強力に推進していかなければならない。

地方創生の切り札として、国は「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、改めて政府関係機関の地方移転の推進を明確に位置付けており、徳島県民をはじめ国民は、その早期実現と多大な効果に対し、強く期待しているところである。

また、「とくしま回帰」に象徴される移住交流への実践をはじめ、地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性、独自性を最大限に発揮するためには、地方創生の具現化を確実に担保する十分な財政支援措置が不可欠である。

よって、国においては、地方創生の加速に向け、次の事項を力強く実践されるよう強く要請する。

- 1 政府関係機関の地方移転については、企業の本社機能の地方移転をはじめ、地方への新しい人の流れづくりの突破口を開くため、本県の消費者庁など計6機関を含む地方からの提案の実現に向け、積極的に取り組むこと。
- 2 新型交付金については、平成28年度から着実に措置し、地方が適切な目標管理のもとで、創意工夫しながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について思い切った拡大を図ること。
- 3 平成28年度の地方財政措置においては、地方創生を主体的かつ継続的に進めることができるよう、平成27年度に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
地方創生担当大臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第6号

ヘイトスピーチへの法整備を含めた対策強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年10月9日

提出者

榎丸	本若	祐元	孝二	杉木	本南	直征	樹美
藤北	田島	勝泰	治也	西岡	沢本	貴富	朗治
岸喜	本多	宏義	也治	岡井	本川	龍正	二義
岩南	佐	恒博	思弘	川寺	端井	正章	邇生
嘉岩	見丸	正一	生之	元来	木代	正俊	文雄
須岡	見田	理	史仁	中岡	山	佑正	樹人
原重	井清	佳春	繪敬	島木	田下	浩昌	功司
白黒	木崎	哲	之夫	眞庄	貝野	美広	彦穂
長	尾		章見	高古	井川		志

徳島県議会議長

川端正義殿

ヘイトスピーチへの法整備を含めた対策強化を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）が頻発し、社会的関心を集めている。

ヘイトスピーチは、人種や民族、国籍等の違いを理由として、その属性を有する集団や個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、外国人住民にとって大きな脅威となるとともに、子供や青少年に教育上の悪影響を与えるなど、大きな社会問題となっている。

こうした中、平成26年7月に国際連合自由権規約委員会、同年8月には国際連合人種差別撤廃委員会から、それぞれ締約国である日本に対し、ヘイトスピーチへの適切な対処を求める旨の勧告が相次ぎ行われ、国際社会からもこの問題への対応が強く求められている。

また、同年12月、最高裁判所は、京都市内で起きた特定の民族・国籍の外国人に対するヘイトスピーチに関する事件について、その発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当するとして違法性を認定した下級審判決を認め、上告を棄却したところである。

我が国は、国民に自由と権利を保障するとともに、基本的人権を尊重し、法を重んじる民主主義国家であることから、憲法の保障する集会、結社、表現の自由に配慮した上で、この問題に早急に対応することが肝要であると考えます。

よって、国においては、差別のない多文化共生社会の実現に向け、ヘイトスピーチの被害状況等に関する実態調査を早急に行い、法整備を含めた対策強化を速やかに実施するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第7号

林業の成長産業化と森林吸収源対策の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年10月9日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義殿

林業の成長産業化と森林吸収源対策の推進を求める意見書

我が国は森林国であり、水資源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止への貢献など森林の持つ多面的機能は国民生活に欠かせないものであるとともに、資源の少ない日本にあってその森林の過半がおおむね50年生以上に成長しており、地方創生を実現するためには、木材を利用した林業の成長産業化は必然的な命題ともなっている。

本県においては、平成17年度から、数次にわたる林業プロジェクトに取り組み、これまでの10年間で県産材の生産量は大幅に増加し、200人を超える新たな担い手が加わるなど確実に成果が現れている中、今年度からは、10年後の生産量をさらに60万m³まで倍増する「新次元林業プロジェクト」を展開しているところである。

この確かな流れを加速し、林業の成長産業化を実現するためには、間伐に加え主伐による県産材の増産と伐採から植林、保育といった森林サイクルを取り戻し、林業・木材産業の活性化施策の推進と、地球環境の保全につなげるための総合的な対策を講ずる必要がある。

よって、国においては、森林・林業を成長産業へと牽引する継続的な予算確保と、地球温暖化対策に大きく寄与する森林吸収源対策に必要な安定的財源の確保のため、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 林業の成長産業化の実現に向け、木材の生産・流通加工・需要拡大といった川上から川下までの一体的かつ計画的な施策の推進とそのための継続的な予算の確保を図ること。
- 2 地球温暖化対策に不可欠な森林吸収源対策を推進するため、間伐はもとより、主伐から植栽・保育に至る一貫した施策を強化するとともに、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、森林整備の推進と林業・木材産業の振興に必要な安定財源の確保と、同対策に重要な役割を担う地方の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣
林 野 庁 長 官
協 力 要 望 先
県 選 出 国 会 議 員

議第8号

災害ボランティア活動への割引制度を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年10月9日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義 殿

災害ボランティア活動への割引制度を求める意見書

近年、我が国においては、東日本大震災や昨年の広島県における土砂災害、先日の関東、東北における豪雨災害など、大規模災害の発生が相次いでいる。このような大規模災害発生時には、被災者の救援から復興に至る過程で、全国から駆け付けた災害ボランティアの支援が、大きな役割を果たしている。

本県においても、平成26年8月豪雨災害の際、大きな被害が発生した阿南市、海陽町及び那賀町の災害ボランティアセンターにおいて、県内外から集まった延べ2,261名の災害ボランティアの尽力が、被災地域の復旧復興支援に大きな貢献を果たしたことは、記憶に新しい。

一方、ボランティアが被災地に赴く際の移動費や現地における滞在経費は基本的に自己負担であり、遠方からボランティアに参加する上での大きな障壁となっている。今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、被災地に必要なボランティアの力を、全国から長期にわたって集めるための環境整備は、国全体で取り組むべき大きな課題である。

については、災害ボランティアの「被災地への移動手段」及び「滞在場所」に係る経費について、これまでの、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業による割引制度や、地方自治体における独自の取組に頼る体制から一歩踏み込んだ、全国的な支援の在り方を速やかに検討し、官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、国においては、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に被災地に赴く災害ボランティアに対して、交通費や宿泊費を割り引く制度を制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
復興大臣
協力要望先
県選出国會議員